

綾部市での結婚生活を応援します！

# 綾部市新婚生活支援事業補助金

## 申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  
※予算がなくなり次第、申請受付を終了します

## 対象者

令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出、  
または綾部市パートナーシップ届受理証明書の交付を受けられた世帯

## 対象要件

- 婚姻届または綾部市パートナーシップ届提出時において、  
対象者の**双方が39歳以下**であること
  - 対象者の**双方または一方の住民票が綾部市**にあること
  - 対象者の所得合計が500万円未満であること
- ※本制度のアンケートに協力すること

## 補助額

対象者の双方が29歳以下	上限 <b>60</b> 万円
対象者の双方が39歳以下	上限 <b>30</b> 万円

## 対象経費

- ・新規住宅購入費用
- ・新規住宅賃借費用（賃料、共益費、仲介手数料）
- ・引越費用（引越事業者または運送事業者への支払い費用）

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に  
対象者が負担した費用が対象となります

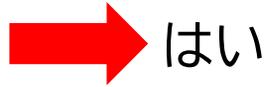
## 申請・問い合わせ

綾部市企画総務部企画政策課（本庁北3階）  
TEL：0773-42-4215  
E-mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp

申請書類等はこちら



# 《新婚生活支援事業補助金 対象要件フローチャート》



令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出  
または綾部市パートナーシップ届受理証明書の交付を受けられた世帯

交

対象者の双方または一方の住民票が綾部市にある

付

婚姻届または綾部市パートナーシップ届の提出時において、  
対象者の双方が39歳以下である

対象者の所得合計が500万円未満である

対

綾部市税及び京都府税に滞納がない

象

対象者が、過去に本補助金や他の自治体において  
同様の新婚生活支援に関する補助金等の交付を受けていない

申請する費用は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に、  
新婚生活に伴い支払う住居の取得費用や賃貸費用、引越費用である

外

**補助対象になる可能性があります**

※詳しくは、企画政策課へお問い合わせください